

1 枚目

受付金融機関					事務処理センター	
令和	9	年	月	日		
掛金の納付方法が個人払込の場合						
様式第 K-001号(2024.12)						

個人型年金加入申出書

1枚目

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の☑にはレ点をご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。

1. 申出者

全ての加入申出者をご記入ください。▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

フリガナ ネンキン イチロウ

氏名

年金 一郎

基礎年金番号

1234-567890

生年月日

☒昭和₅
☒平成₇

年

月

日

491006

性別

☒男₁
☐女₂

フリガナ トウキョウト マルマルク サンカクサンカク1-23-456 シカクシカクビル

住所

〒123-4567

東京都〇〇区△△1-23-456

□□ビル

連絡先電話番号

(12)

3456-7890

市区町村コード

2. 被保険者の種別

必ずいずれか1つにレ点をご記入のうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。

☒第1号被保険者▶会社員以外の自営業者
☒第2号被保険者(65歳未満)▶共済組合員を除く会社員等
☒第3号被保険者▶会社員、公務員に扶養されている配偶者
☒共済組合員(65歳未満)▶国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者
☒任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する者)(任意加入被保険者用別紙の提出が必要)
☒任意加入被保険者(20歳以上65歳未満の海外居住者)(任意加入被保険者用別紙の提出が必要)

【第2号被保険者】または
【共済組合員】の方はご記入ください

3. 掛金の納付方法

事業主払込を選択した場合は、「事業主払込に関する証明書(K-109AまたはB)」をご提出ください。
☒事業主払込₁▶☐iDeCo+(中小事業主掛金納付制度)の対象者の場合は、左の欄にもレ点を記入してください。
☐個人払込₂

4. 掛金引落口座情報

「個人払込」の場合は加入申出者をご記入ください。第1号・第3号・任意加入被保険者も同様です。
「事業主払込」の場合は、ご記入は不要です。

口座名義人

フリガナ

個人払込の場合、本人名義に限定・屋号付きは不可

金融機関

届出印

2枚目に金融機関届出印を押印してください

☒ゆうちょ銀行以外の金融機関₁

どちらかを選択してください

☒ゆうちょ銀行₂

金融機関名

☒銀行 ☒労金 ☐信連 ☐農協 ☐信金 ☐信組

金融機関コード

種目コード 166

契約種別コード 30

支店名

☒本店 ☐支店(支所) ☐出張所

支店コード

通帳記号

通帳番号(右詰め)

預金種別

☒普通₁ ☐当座₂

口座番号(右詰め)

5. 掛金額区分

☒掛金を下記の毎月定額で納付します。₀

どちらかを選択してください

☐納付月と金額を指定して納付します。₁

毎月の掛金額

20千000円

被保険者の種別、企業年金制度等の加入状況により限度額が異なります。

別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届(K-030)」を添付してください。

【第2号被保険者】または【共済組合員】の方は別紙「K-033」で自身の加入状況をご確認の上、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください。

【第2号被保険者】または【共済組合員】の方のうち、掛金の納付方法を「事業主払込」とされる方は、お勤め先が作成する「事業主払込に関する証明書(K-109AまたはB)」より転記してください。

【第1号被保険者】または【任意加入被保険者】の方でいずれかに該当する場合はご記入ください。

※1:この額も含めて68,000円が限度額となります。

6. 現在のお勤め先(事業所情報)

企業年金制度等の加入状況コード

01

左記の番号が【00】以外の場合☐にレ点をご記入ください

登録事業所番号

12345678

登録事業所名称

フリガナ マルマル(カ) 〇〇株式会社

【01】【53】の方

☒企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページに登録されている基礎年金番号、性別、生年月日は、年金手帳または基礎年金番号通知書の内容および加入申出書に記入した内容と一致しています。
☒企業型確定拠出年金の掛金は年単位拠出ではありません。また、マッチング拠出は利用しておりません。
☒個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
【02】【50】【51】【52】の方

☒個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。

7. 付加保険料納付状況・国民年金基金加入状況について

☒国民年金の付加保険料(納付月額400円※₁)を納付している。

☐国民年金基金に加入している。

右欄を記入▶

国民年金基金加入員番号

掛金月額※₁

千

円

8. 給付金・年金の受給状況について

☒iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給していない。

☒老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り上げ受給していない。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関

1234567890

(株)〇〇銀行

運用関連運営管理機関

1234567

(株)〇〇銀行

記録関連運営管理機関

7654321

△△キーピング(株)

各種届書・添付書類

受付金融機関確認

事務処理センター

預金口座振替依頼書 K-001

☒あり ☐なし

加入者月別掛金額登録・変更届 K-030

☒あり ☐なし

加入者等運営管理機関変更届 K-004

☒あり ☐なし

個人別管理資産移換依頼書 K-003

☒あり ☐なし

事業主払込に関する証明書 K-109A

☒あり ☐なし

事業主払込に関する証明書(共済組合員用) K-109B

☒あり ☐なし

任意加入被保険者用別紙 (K-001、K-010D添付用) K-018

☒あり ☐なし

令和₉年₁月₁日

事務処理センター

掛金の納付方法が事業主払込の場合

様式第 K-001号(2024.12)

＜注意事項＞

- この申出書は、新規に個人型年金（iDeCo）に加入される場合、あるいは過去に個人型年金に加入されていた方が再加入される場合に提出する書類です。
※第2号被保険者の65歳以上75歳未満の方で新規加入、または再加入の場合は、この申出書ではなく「個人型年金加入申出書（第2号被保険者（65歳以上75歳未満）新規・継続加入用）（K-002号）」に記入し、提出してください。
- 事業主払込を希望する第2号被保険者の方（共済組合員を除く）
この申出書の提出には、「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（K-109A号）」の添付が必須です。
- 事業主払込を希望する共済組合員の方
この申出書の提出には、「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（共済組合員用）（K-109B号）」の添付が必須です。
- 任意加入被保険者の方（老齢基礎年金額計算の対象となる国民年金の保険料納付済等期間が480月未満かつ、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方、または老齢基礎年金額計算の対象となる国民年金の保険料納付済等期間が480月未満かつ、日本国籍を有する者であって日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の方）
この申出書の提出には、「任意加入被保険者用別紙（K-001、K-010D添付用）（K-018号）」の添付が必須です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。（選択肢は、該当する□にレ点を記入してください。）
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 既に個人型年金の運用指図者である方が、現在利用中の運営管理機関と異なる機関を、この申出書で指定する場合は、「加入者等運営管理機関変更届（K-004号）」をあわせて提出してください。（運営管理機関の複数指定は不可。また、運営管理機関を変更される場合は、一度資産が現金化されます。）
- 個人型年金の資格取得年月日は、受付金融機関がこの加入申出書を受け付けた日となります。（返戻され再提出となった場合、個人型年金の資格取得年月日は金融機関が改めて受け付けた日となります。）
- 記入内容に不備があった場合は、手続きが遅延することがあります。
- 第2号被保険者で企業型確定拠出年金に加入している方は、年金手帳または基礎年金番号通知書などに記載された基礎年金番号、性別、生年月日が、企業型確定拠出年金の加入者向けWEBサイトに表示されている基礎年金番号、性別、生年月日と、一致していることを確認してください。
- 企業年金等（※）に加入している方は、個人型年金掛金、企業型確定拠出年金の事業主掛金と確定給付企業年金等の他制度掛金を合算し、55,000円を超えることはできません。（上限額を超過する場合は、加入不該当となります。）
※企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度。
- 企業型確定拠出年金の掛金が年単位拠出である場合、あるいはマッチング拠出を利用している場合は、個人型年金に加入することはできません。

1. 申出者

○ 申出者氏名（漢字）

- ・氏名に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、氏名の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承ください。

○ 基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

○ 住所

- ・住所に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、住所の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承ください。
- ・任意加入被保険者の方で、海外居住者の方は、住所欄に海外の居住先の国名のみ記入し、「任意加入被保険者用別紙（K-001、K-010D添付用）（K-018号）」に詳細な住所を記入してください。
- ・第2号、第3号被保険者で海外居住者の方は、詳細な住所を記入してください。

○ 連絡先電話番号

- ・日中に問合わせができる電話番号を記入してください。（携帯電話の電話番号も可能です。）

2. 被保険者の種別

該当する□にレ点を記入してください。

○ 第1号被保険者の方

20歳以上60歳未満の自営業者など、ご自分で国民年金の保険料を納めている方。

※農業者年金に加入されている方、国民年金の保険料免除者（一部免除、学生納付特例、納付猶予を含む）は、個人型年金に加入できません。

○ 第2号被保険者(65歳未満)の方

65歳未満の会社員など、厚生年金適用事業所に勤めている方。

○ 第3号被保険者の方

主婦（主夫）など、会社員、公務員に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方。

○ 共済組合員(65歳未満)の方

65歳未満の国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度の共済組合員の方。

○ 任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する者)の方

老齢基礎年金額計算の対象となる国民年金の保険料納付済等期間が480月未満かつ、60歳以上65歳未満の国内居住である任意加入被保険者の方。

○ 任意加入被保険者(20歳以上65歳未満の海外居住者)の方

老齢基礎年金額計算の対象となる国民年金の保険料納付済等期間が480月未満かつ、日本国籍を有する20歳以上65歳未満の海外に居住する任意加入被保険者の方。

3.掛金の納付方法（※第2号被保険者(共済組合員を含む)の方のみ、ご記入ください。）

◇「事業主払込」を選択する方

「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（K-109A号）」の添付が必須です。

※iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の場合は、

「事業主払込」の右側の□にもレ点を記入してください。なお、事業主の手続きによる
開始年月・登録年月と一致しない場合は、不備として返戻される場合があります。

共済組合員の方は「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（共済組合員用）（K-109B号）」
の添付が必須です。

◇「個人払込」を選択する方

申出者個人の掛金引落口座情報と金融機関届出印（2枚目以降）を記入・押印してください。

4.掛金引落口座情報

（※第1号被保険者、第3号被保険者、任意加入被保険者の方、
第2号被保険者(共済組合員を含む)で「個人払込」を選択した方のみ、ご記入ください。）

- ・掛金引落口座情報は、受付金融機関による代理訂正は不可となる項目です。
- ・申出者による訂正印は、金融機関届出印を押印ください。

○口座名義人(本人名義に限定・屋号付きは不可)

掛金引落口座は本人名義の口座に限ります。（屋号付きは不可。）

○金融機関届出印

- ・2枚目以降の「金融機関届出印」欄に、口座振替をする金融機関またはゆうちょ銀行に届出を
している印鑑を押印してください。
- ・2枚目以降で押印が必要な箇所に、口座振替をする金融機関届出印を押印してください。
（金融機関届出印は、国民年金基金連合会で使用するものではなく、銀行にて使用するものです。
そのため、必ず押印してください。ただし、金融機関で押印不要である場合は、押印の必要は
ありません。）

印鑑なし口座やサイン式口座での口座振替の場合の取扱いは、各金融機関にご確認ください。
金融機関の取扱いと異なっていた場合、掛金の引き落としができず、その分を追納する制度は
ありません。

（※金融機関にて印鑑の届出をせず、生体認証方式で本人確認をした場合は、押印欄に
「生体認証等方式」とご記入ください。）

○ゆうちょ銀行以外の金融機関

- ・掛金を銀行などの金融機関から口座振替によって納付される方は、□にレ点を記入してください。
- ・金融機関名、本店・支店名を記入してください。

◇預金種別

該当する預金種別の□にレ点を記入してください。

◇口座番号(右詰め)

預金通帳の口座番号を右詰めで記入してください。

○ゆうちょ銀行

- ・掛金をゆうちょ銀行から口座振替によって納付される方は、□にレ点を記入してください。
- ・預金通帳の記号と番号を右詰めで記入してください。

5.掛金額区分

- ・掛金の納付は「掛金を下記の毎月定額で納付します」または「納付月と金額を指定して納付します」の
いずれかの□にレ点を記入してください。
ただし、11月に加入を申し出る場合は、「納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。
必ず「掛金を下記の毎月定額で納付します」を選択してください。
※11月に加入を申し出る方で、納付月と金額を指定して納付を希望する場合、毎月定額納付として
一度お手続きいただき、お手元に「個人型年金加入確認通知書」が届いてから、以下の届を提出してください。

◇第1号被保険者、第3号被保険者の方

「加入者掛金額変更届（K-009号）」と「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030号）」

◇第2号被保険者の方

「加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032号）」【(6)掛金額区分・掛金額の変更】と
「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030号）」

- ・「納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる
掛金額を納付する方法を指します。
- ・「納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、
「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030号）」をあわせて提出してください。
- ・納付月と金額を指定して掛金を納付できる方は下記の方です
□第1号被保険者
□第2号被保険者（企業年金制度等の加入状況が「00：他に企業年金制度なし（厚生年金にのみ加入）」の方）
※厚生年金にのみ加入し、企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金制度（国家公務員共済組合の長期組合員、
地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者を含む）のいずれにも加入していない方
□第3号被保険者

○第2号被保険者でiDeCo+(中小事業主掛金納付制度)を実施する場合の注意点

事業主掛金額を含めない金額を記入してください。

○毎月の掛金額

- ・掛金を毎月定額で指定する場合のみ記入してください。
- ・毎月の掛金額は5,000円～拠出限度額まで指定できます。
※事業所がiDeCo+（中小事業主掛金納付制度）を実施している場合、
1,000円から指定できますが、加入者掛金と事業主掛金の合算で5,000円以上必要です。
- ・掛金額は1,000円単位で指定して下さい。

◇第1号被保険者、任意加入被保険者の方の拠出限度額

拠出限度額は付加保険料の納付の有無、国民年金基金への加入状況によって異なります。

①拠出限度額：68,000円

付加保険料を納付していない方、かつ、国民年金基金に加入していない方

②拠出限度額：67,000円

付加保険料を納付している方

③拠出限度額：68,000円から国民年金基金の掛金月額を引いた額

国民年金基金に加入している方

（例として、国民年金基金の掛金月額が15,000円である場合は、53,000円となります。）

◇第3号被保険者の方の拠出限度額

拠出限度額は、23,000円になります。

◇第2号被保険者(共済組合員を含む)の方の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額および確定給付企業年金等の他制度掛金相当額によって異なります。

①拠出限度額：23,000円

00：他に企業年金制度なし（厚生年金にのみ加入）

②拠出限度額：下表のとおり

01：企業型確定拠出年金（確定給付型の企業年金併用含む）

02：確定給付型の企業年金

50：国家公務員共済組合員（長期）

51：地方公務員共済組合員（長期）

52：私立学校教職員共済制度（長期）

53：企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度（長期）

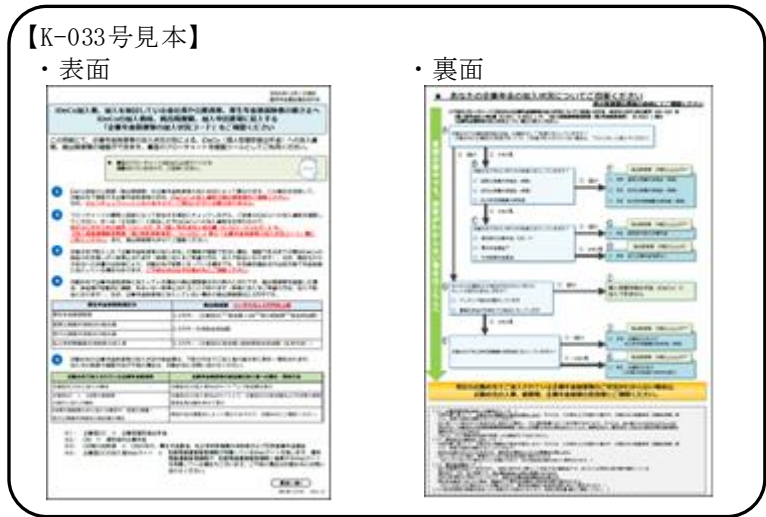
各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額 および 確定給付企業年金等の他制度掛金相当額	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	月額55,000円-(各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額+ 他制度掛金相当額) 例) 55,000円-50,000円=5,000円

※上記の「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型年金に加入できません。

6.現在のお勤め先(事業所情報)（※第2号被保険者(共済組合員を含む)の方のみ、ご記入ください。）

○企業年金制度等の加入状況コード

当欄に記入する2桁の番号については、「iDeCo（個人型確定拠出年金）への加入資格、拠出限度額、
「企業年金制度等の加入状況」の確認（K-033号）」で確認してください。



○上記の番号が【00】以外の場合は、以下の項目について確認のうえ、□にレ点を記入してください。

◇【01】【53】の方

- ・企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基礎年金番号、性別、生年月日は、年金手帳または基礎年金番号通知書の内容および加入申出書に記入した内容と一致しています。
- ・企業型確定拠出年金の掛金は年単位拠出ではありません。また、マッチング拠出は利用しておりません。
- ・個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。

◇【02】【50】【51】【52】の方

- ・個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。

○「3.掛金の納付方法」が「事業主払込」の第2号被保険者の方(共済組合員を除く)

◇登録事業所番号、登録事業所名称

- ・「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（K-109A号）」に記載された登録事業所番号と事業所名称を記入してください。
- ・なお、「登録事業所番号」について、勤務先が「事業所登録」を行っていない場合や不明である場合は空欄でも構いません。
（空欄であった場合は、国民年金基金連合会より問い合わせさせて頂くことがあります。）
電子申請の場合、「登録事業所番号」は記入必須となります。登録事業所番号がない場合や不明な場合、紙による加入申出書と「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（K-109A号）」により申請してください。

○「3.掛金の納付方法」が「事業主払込」の共済組合員の方

◇登録事業所番号、登録事業所名称

「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（共済組合員用）（K-109B号）」に記載された登録事業所番号と事業所名称を記入してください。

7.付加保険料納付状況、国民年金基金加入状況について

（※第1号被保険者、任意加入被保険者の方でいずれかに該当する場合はご記入ください。）

○国民年金の付加保険料(納付月額400円)を納付している

- ・付加保険料とは、国民年金の定額保険料に上乗せして納付する保険料です。
- ・国民年金の付加保険料を納付している方は、□にレ点を記入してください。

○国民年金基金に加入している

- ・国民年金基金とは、国民年金に上乗せした年金を受け取るための年金制度で、国民年金とは異なります。
- ・国民年金基金に加入している方は、□にレ点を記入してください。

◇国民年金基金加入員番号

国民年金基金に加入している方は記入してください。

◇掛金月額

国民年金基金に加入している方は、国民年金基金の掛金月額を記入してください。

8.給付金・年金の受給状況について

（60歳以上の方はご記入ください。）

- ・iDeCoの老齢給付金とは、個人型確定拠出年金の給付金の一つです。
- ・iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）を受給していない方は□にレ点を記入してください。
- ・iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）を受給したことがある方は加入できません。
- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り上げ受給していない方は□にレ点を記入してください。
- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り上げ受給している方は加入できません。